

新型コロナウイルス感染症の影響 で生活費にお悩みの皆様へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

福島県社会福祉協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響で、生活費にお困りの世帯に、令和3年3月末まで受付期間を延長して、生活福祉資金貸付制度を実施しています。

お気軽に下記までご相談ください。お待ちしております。

記

- 相談受付窓口： 大玉村社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係
〒969-1302大玉村玉井字東三合目19
大玉村総合福祉センターさくら内
でんわ：0243-68-2100
- 受付期間： 平日のみ 8：30～17：15(電話相談も可)
※令和2年12月30日～令和3年1月3日は休みます。
- 必要書類： ①身分証(運転免許証、保険証など)
②世帯全員分の住民票 ※発行3ヵ月以内のもの
③印鑑(実印でなくても可)
④申込者の預金通帳かキャッシュカード
- 申請期限： 令和3年3月末
- その他： 貸付内容については裏面をご確認ください。

今回は、特例措置として、償還時に住民税が非課税の世帯は償還が免除される場合もあります。

< 緊急小口資金 >

■対象者

大玉村に住民票があり、新型コロナウイルスの影響で、収入の減少等で、緊急かつ一時的な生活維持のために貸付が必要な世帯。

■貸付上限額 20万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 2年以内

■貸付利子/保証人 無利子/不要

■その他

- ・詳しくは大玉村社会福祉協議会(でんわ 68-2100)へお問い合わせください。

< 総合支援資金 >

■対象者

大玉村に住民票があり、新型コロナウイルスの影響で、収入の減少等で、生活に困窮し生計の維持が困難な世帯。

■貸付上限額

・2人以上世帯 月額 20万円以内

・単身世帯 月額 15万円以内

■貸付期間 原則3ヵ月以内

※3ヵ月の貸付後もコロナで減収が続く時は、延長貸付の申請ができます。

■据置期間 1年以内

■償還期限 10年以内

■貸付利子/保証人 無利子/不要

■その他

- ・申請時に自立相談支援機への相談が必要です。
- ・詳しくは大玉村社会福祉協議会(でんわ 68-2100)へお問い合わせください。